

滋賀県認知症高齢者等の行方不明等における広域連携要領

1 趣旨

この要領は、認知症高齢者等（認知症高齢者、若年認知症者及び認知症と思われる者を指す。以下、「高齢者等」という。）が、行方不明になった際の搜索及び身元不明の高齢者等が保護された際の身元確認について、県内市町や他都道府県と広域で連携して早期発見・保護または身元確認を行うため、その連携体制や情報共有の方法等について、必要な事項を定めるものとする。

2 連携体制

(1) 県の連絡窓口

本要領の運用に係る県の連絡窓口は、健康医療福祉部医療福祉推進課認知症施策推進係とする。

(2) 県内市町の連絡窓口

本要領の運用に係る県内市町の連絡窓口は、高齢者等が行方不明になった際の搜索及び身元不明の高齢者等が保護された際の身元確認について連絡調整事務を行う市町の機関とする。

県内市町の連絡窓口については別表のとおりとし、変更があれば県の連絡窓口へ速やかに届け出るものとする。

3 行方不明の高齢者等に係る広域連携方法

(1) 行方不明の高齢者等に係る搜索協力依頼

家族等から行方不明者発生の連絡を受けた市町は、家族等の意向も確認の上、広域的な連携が必要であると判断した場合、原則として県の連絡窓口を通じ、県内他市町や他都道府県に対して、行方不明者の搜索協力（以下、「搜索協力」という。）の依頼を行うことができる。

依頼に当たっては、情報提供する項目や提供先の範囲について家族等と十分協議して同意を得るとともに、警察への行方不明届出の有無を確認し、未届の場合は家族等に届出を促すこととする。

なお、この依頼は、当該市町が近隣市町と積極的に連携し、県の連絡窓口を通さずに個別に近隣市町へ搜索協力等を依頼することを妨げない。

(2) 市町から県への依頼方法

搜索協力を依頼する県内市町の連絡窓口は、別紙参考様式1および別紙参考様式2を使用して、原則として電子メールにより、県の連絡窓口に対して依頼する。

なお、県内市町の連絡窓口は、電子メールの送信後、速やかに県の連絡窓口へ電話により連絡し、電子メールの到着を必ず確認しなければならない。

(3) 県から県内市町及び他都道府県へ搜索協力の依頼

(2)の依頼を受けた県の連絡窓口は、速やかに県内市町の連絡窓口及び他都道府県に対して、依頼内容に応じた範囲で、原則として電子メールにより搜索協力依頼を行う。

また、県の連絡窓口は、県内各健康福祉事務所に対しても同様の電子メールを送信し、情報提供を行う。

(4) 搜索協力の依頼を受けた県内市町の連絡窓口の対応

(3)の依頼を受けた県内市町の連絡窓口は、依頼内容に応じた範囲で、関係機関や関係団体のほか当該市町のSOSネットワーク等の関係者に対し、当該市町の運用方法に基づいて速やかに搜索協力を依頼するものとする。

4 身元不明の高齢者等に係る広域連携方法

(1) 身元不明の高齢者等にかかる身元照会依頼

身元不明の高齢者等を保護した市町は、本人等からの依頼、または市町の判断により、原則として県の連絡窓口を通じ、県内他市町や他都道府県に対して、身元照会（以下、「身元照会」

という。)の依頼を行うことができる。

(2) 市町から県への依頼方法

身元照会を依頼する県内市町の連絡窓口は、別紙参考様式3および別紙参考様式4を使用し、原則として電子メールにより、県の連絡窓口に対して依頼する。

なお、県内市町の連絡窓口は、電子メールの送信後、速やかに県の連絡窓口へ電話により連絡し、電子メールの到着を必ず確認しなければならない。

(3) 県から県内市町及び他都道府県へ身元照会の依頼

(2)の依頼を受けた県の連絡窓口は、速やかに県内市町の連絡窓口及び他都道府県に対して、依頼内容に応じた範囲で、原則として電子メールにより身元照会依頼を行う。

また、県の連絡窓口は、県内各健康福祉事務所に対しても同様の電子メールを送信し、情報提供を行う。

(4) 身元照会の依頼を受けた県内市町の連絡窓口の対応

(3)の依頼を受けた県内市町の連絡窓口は、依頼内容に応じた範囲で、関係機関や関係団体のほか当該市町のSOSネットワーク等の関係者に対し、当該市町の運用方法に基づいて速やかに身元照会を依頼するものとする。

5 依頼の解除

県内市町の連絡窓口は、高齢者等が発見・保護された場合及び身元が判明した場合は、別紙参考様式5もしくは参考様式6を使用して、原則として電子メールにより、県の連絡窓口に対し、速やかに依頼の解除を連絡しなければならない。

なお、県内市町の連絡窓口は、電子メールの送信後、速やかに県の連絡窓口へ電話により連絡し、電子メールの到着を必ず確認しなければならない。

連絡を受けた県の連絡窓口は、速やかに依頼を行った県内市町の連絡窓口及び他都道府県に対して、依頼の解除を連絡するものとする。

6 身元不明者情報の報告・公開

(1) 市町からの報告

身元不明者を保護した市町は、身元照会依頼の有無に関わらず、報告様式7により県医療福祉推進課に報告する。

(2) 県ホームページでの公開

県医療福祉推進課は、市町から身元不明者の情報を収集し、県のホームページに身元不明の認知症高齢者等の有無や人数等を掲載する。

<国との連携>

厚生労働省は、身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトを設置し、都道府県等のホームページへのリンクを張ることにより、情報提供を実施している。

(<http://www.whlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052978.html>)

7 個人情報保護

個人情報は、各市町及び滋賀県の個人情報保護条例の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

8 その他

(1) 各機関等の役割

市町においては、地域の生活関連団体等によるSOSネットワーク等の構築や、行方不明となるおそれのある者について予め情報を把握する事前登録制の整備の推進に努めるものとする。

県医療福祉推進課においては、SOSネットワーク等の構築や事前登録制等に係る必要な情

報を市町に提供するとともに、必要に応じて研修等を実施するものとする。また、滋賀県警察本部、国及び他都道府県等と、広域連携に関する連絡調整を行う等、広域的なSOSネットワーク等の構築に努めるものとする。

県内各健康福祉事務所においては、管内市町と警察署の連携が促進されるよう、必要に応じて市町と警察署の連絡会議等を開催するものとする。

(2) その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は医療福祉推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。